

逗子市浄水管理センター再整備基本構想策定業務委託（その2） 一般仕様書

第1章 総則

1 業務の背景と目的

本市の浄水管理センターは、昭和47年(1972年)4月に供用開始して以来、約54年が経過しており、国土交通省が定めている下水道における土木・建築構造物の標準耐用年数である50年を経過している。また、現有の施設が建設当時の耐震基準で造られていることや、立地特性により津波の被害を受けやすいため、土木・建築構造物の更新を含めた将来の浄水管理センター全体の再整備について、令和2・3年度に「逗子市浄水管理センター再整備基本構想」を策定した。

本業務では、再整備の実施に係る用地取得の必要性等を検討するために、別紙「特記仕様書」による基礎調査を行うものである。

2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、個別の具体的事項については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。

8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、逗子市財務規則に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 管理技術者届 (4) 職務分担表 (5) 完了届
- (6) 納品書 (7) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

9 同種業務の実績

受注者は、官公庁発注による終末処理場（高級処理能力 30,000m³/日以上）の実施設計業務の実績を有する者とする。

10 配置技術者について

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」）又は技術士（上下水道部門「下水道」）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため十分な技術者を配置しなければならない。

11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

14 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって受注者に貸与する。

15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献の出典、資料名を明記するものとする。

16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第2章 計画一般

1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当たり、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2 業務の手順

- (1) 業務の実施に当っては、受注者は発注者と密接な連絡を取り、連絡事項はその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、受注者はその結果を議事録に記録し、内容を明確にして発注者に提出しなければならない。

3 現地踏査

受注者は現地踏査にあたっては、検討対象箇所のみならず、対象箇所周辺の関連のある地区については、十分な踏査を行わなければならない。

4 調査及び計画

受注者は、発注者が提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を踏まえ、手戻りのないよう作業を進めることとする。

第3章 照査

1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、提出図書に誤りがないよう努めなければならない。

2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」）又は技術士（上下水道部門「下水道」）の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

3 照査事項

受注者は業務全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第4章 提出図書

1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお、報告書の内容及び体裁、図面の作成（縮尺含）等については、担当職員の指示による。

ア 報告書（概要書含む）	A4版・2部
イ 打合せ議事録	A4版・2部
ウ その他参考資料	A4版・2部
エ 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第5章 参考図書等

1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (10) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (12) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (13) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (14) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (15) 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
- (16) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）

2 参考報告書

本業務の実施にあたっては、「逗子市浄水管理センター再整備基本構想策定業務委託業務報告書（概要版）」を熟読し、その趣旨及び内容を十分に把握したうえで取り組むこと。

特記仕様書

1 目的

浄水管理センター再整備にあたり、現在地の敷地が狭く施工に必要な作業ヤードの確保が難しいこと、県道 207 号からの進入路が住宅地に隣接し、幅員が狭く大型車が通行できないという課題が想定されている。

本業務では、現有施設の維持管理スペースを考慮した上で、想定される再整備の工事内容に応じ、作業ヤード確保について検証するとともに、県道から浄水管理センターへの進入路の設置検討の基礎調査を行い、今後の浄水管理センター再整備における用地取得の必要性等の検討の一助とする。

2 対象箇所

逗子市桜山9丁目 2448-4（逗子市浄水管理センター）他

3 委託の期間

契約日から令和9年2月10日（水）まで

4 業務内容

（1）検討の対象とする工事内容

次の工事を検討対象とする。

- ① 「逗子市浄水管理センター再整備基本構想」に基づく全面改築工事（資料1）
- ② 管理電気棟（建築面積 600 m²以上を想定）を処理場敷地内等に建て替える工事

（2）施設配置検討

（1）の②における工事内容に対して、管理電気棟（建築面積 600m²以上を想定）を築造する場合における施設配置検討を行う。なお、沈砂池及び汚泥処理機能を持つ施設は管理電気棟に含めないものとする。

（3）作業ヤードの検討

（1）の工事内容に応じた簡易的な施工計画を立案し、想定される重機等の配置検討を行い、それに伴う作業ヤードの面積算出及び概略配置検討を行う。処理場敷地内で不十分な場合、市との協議のもと、民有地の借地・取得を想定した案なども検討する。

（4）工事車両の進入路の検討

（1）の工事内容に応じた工事用車両を想定し、必要となる進入路の配置検討を行う。なお、進入路として、次のケースを想定する（資料2参照）。

- ① 現況道路のみを使用したケース
- ② 南側砂浜部分に仮設構台を設置して入場するケース
- ③ 市道の幅員不足分に対して民有地を借地・取得するケース

(5) 建設業者への聞き取り

(3)(4)について、建設業者への聞き取りを行い、現実的な案を提案する。なお、調査対象とする業者や調査方法については、市との協議により決定する。

(6) 進入路に関する比較検討

上記(1)の工事内容について、(4)の各ケースに関して次の項目の比較検討を行う。
なお、(1)の2工事間で相違がある場合は相違点を別途示すものとする。

① 工期・経済性

工事費については、施工効率、使用機種等をもとに各ケースの工事費を相対比率で示すものとする。進入路の整備、用地取得の費用(市との協議による)については、概算金額を算出する。

② 景観・環境面への配慮

景観・環境面について、事業実施の際の課題について整理する。近隣住民の生活への影響について施工時に発生が想定される事象を整理する。

③ その他

事業実施における課題と対応策を抽出し、実現可能性を検討する。
また、推奨案について必要となる手続きや法規制について整理する。

(7) 報告書作成

上記までに検討した内容を報告書として取りまとめる。

(8) 打合せ協議

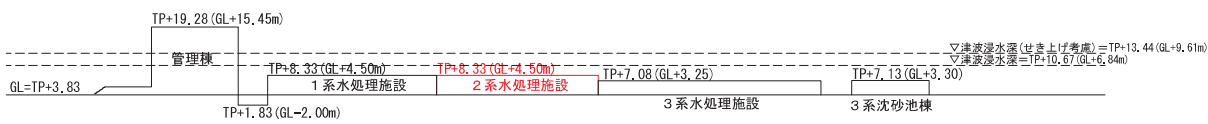
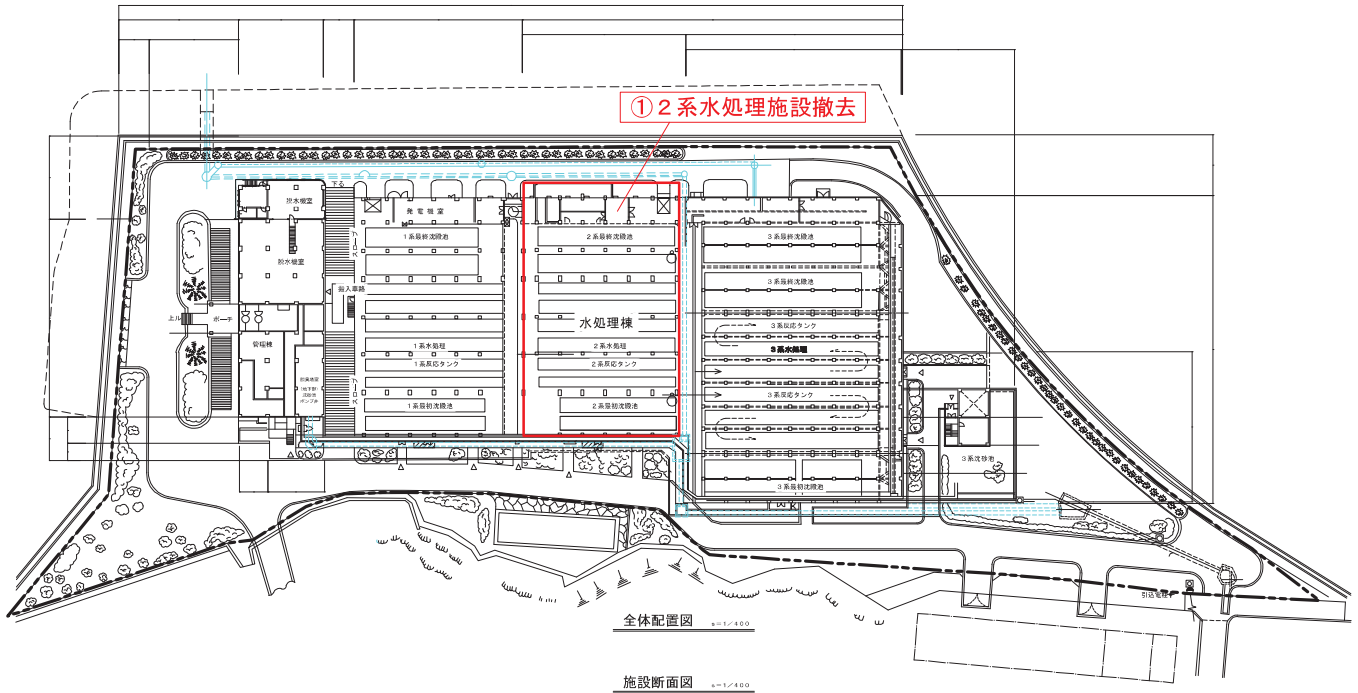
打合せ協議は、業務着手時、完了時の他に中間3回行うものとする。

5 その他特記事項

庁内説明用資料等を、市との協議のもと作成すること。

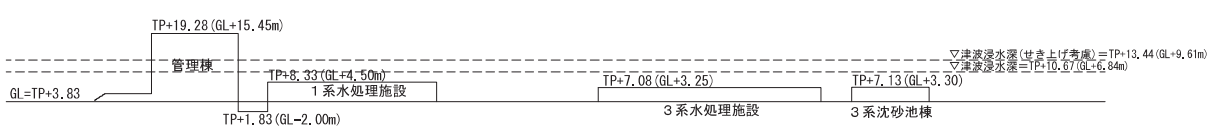
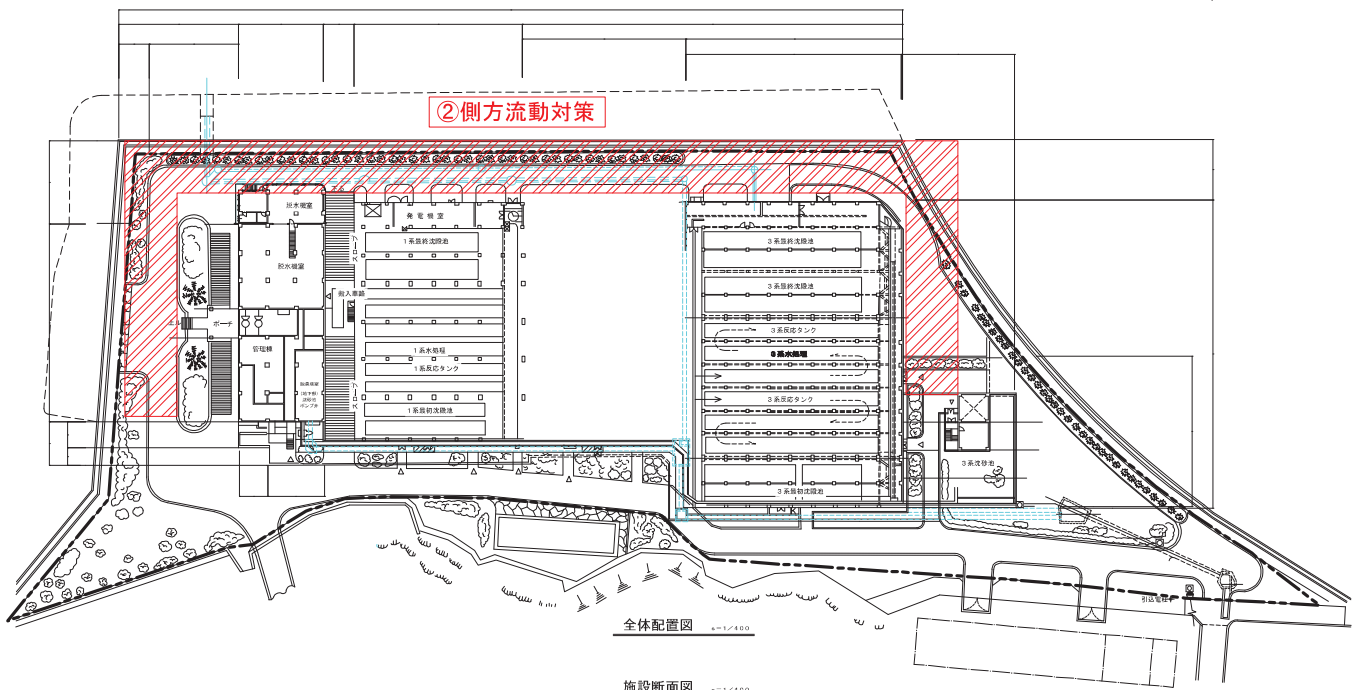
第1期工事

STEP1



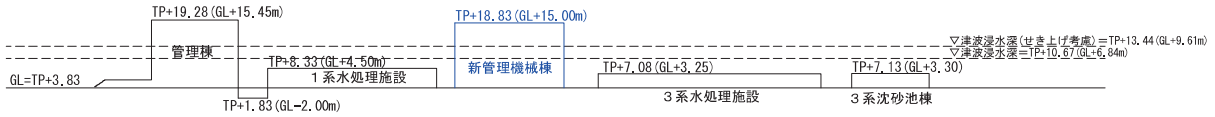
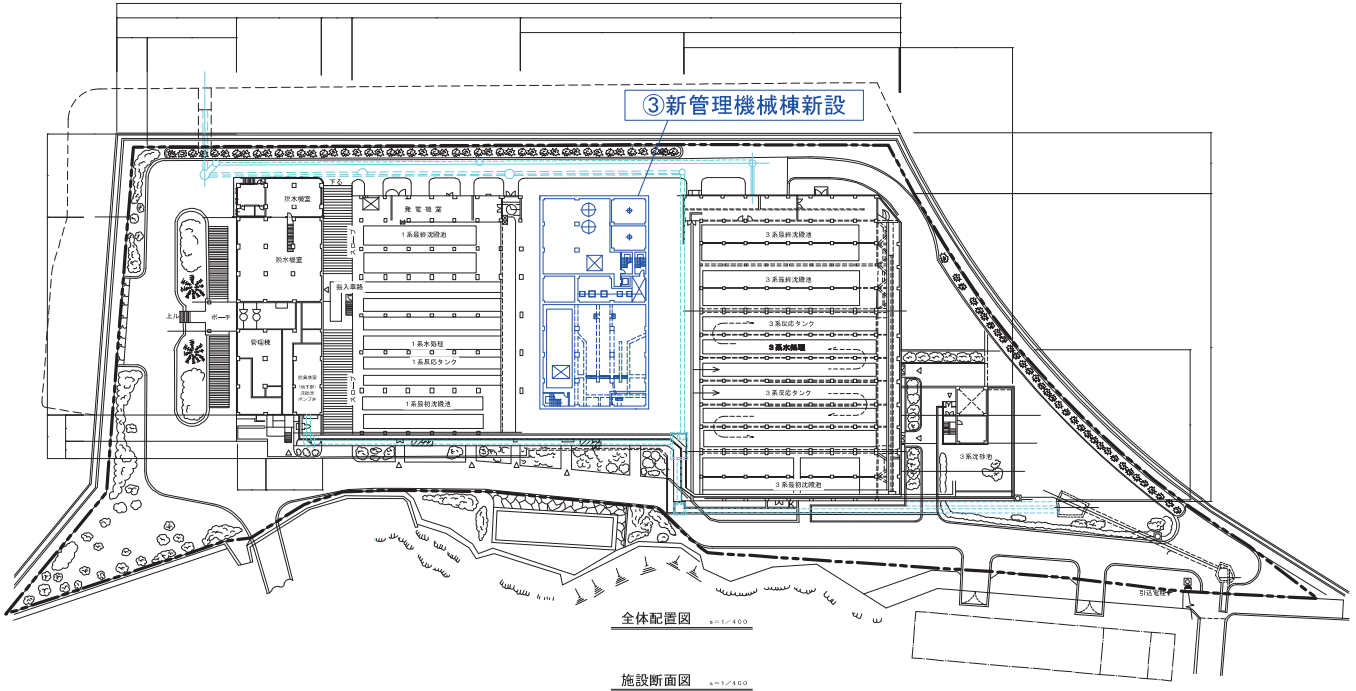
第1期工事

STEP2



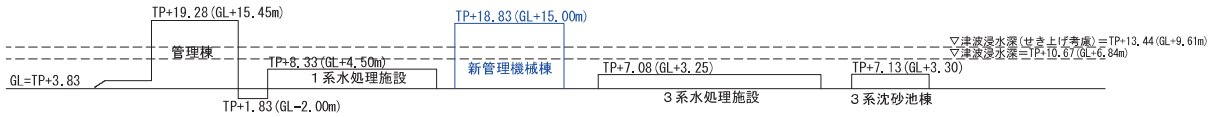
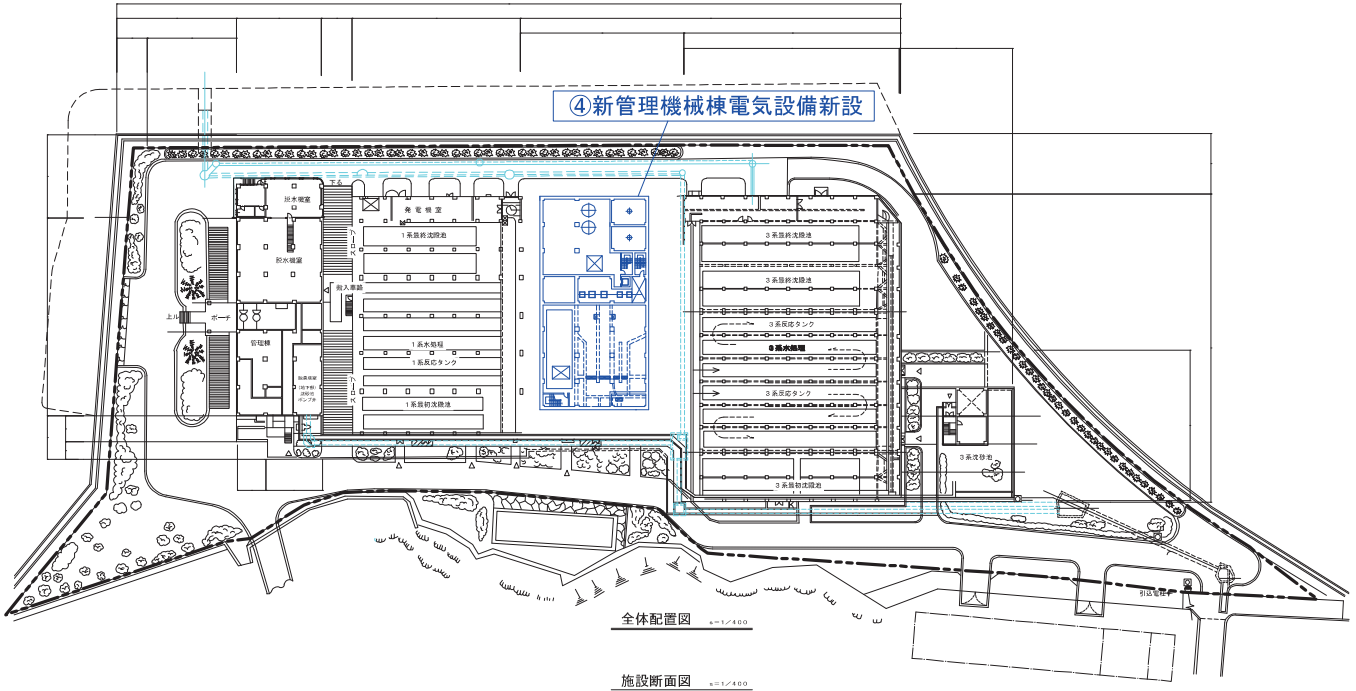
第1期工事

STEP3



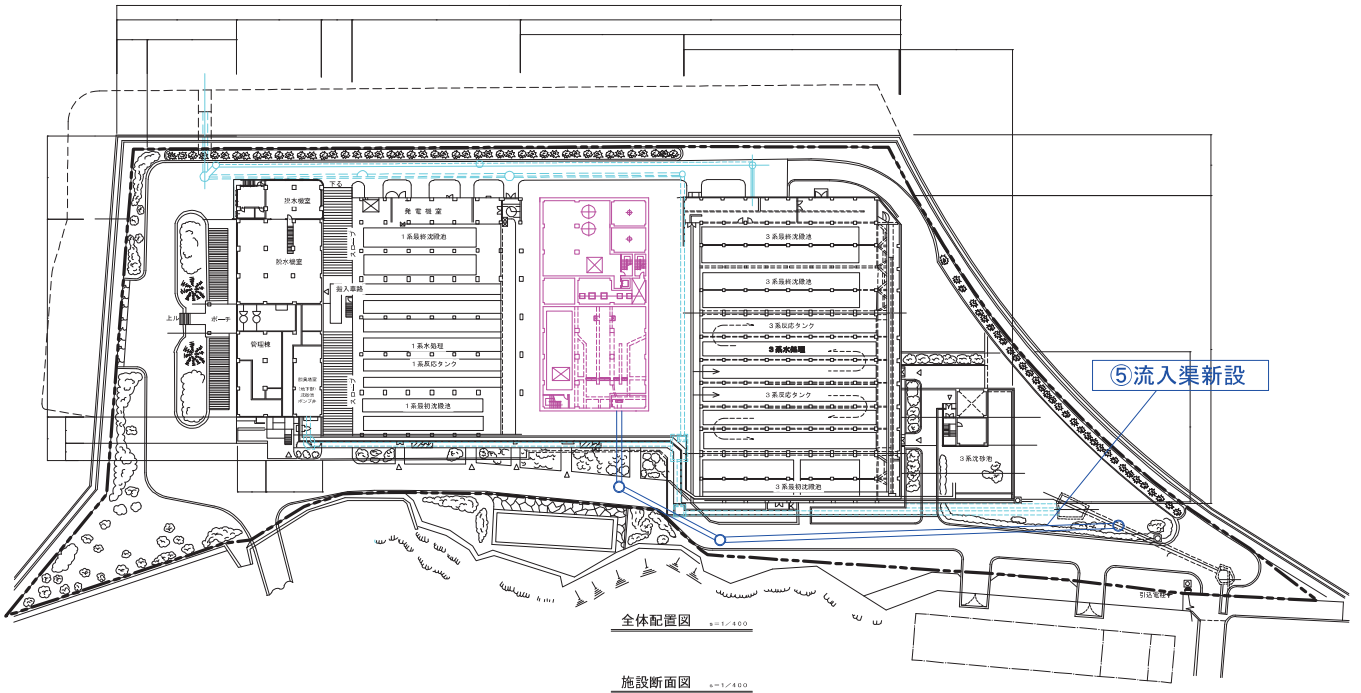
第1期工事

STEP4



第1期工事

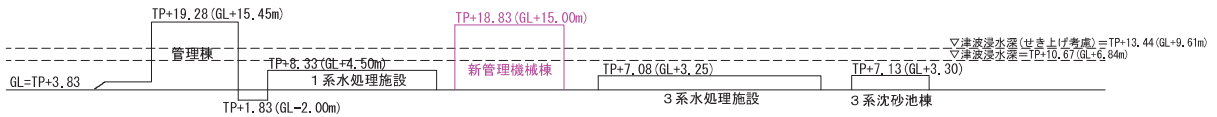
STEP5



⑤流入渠新設

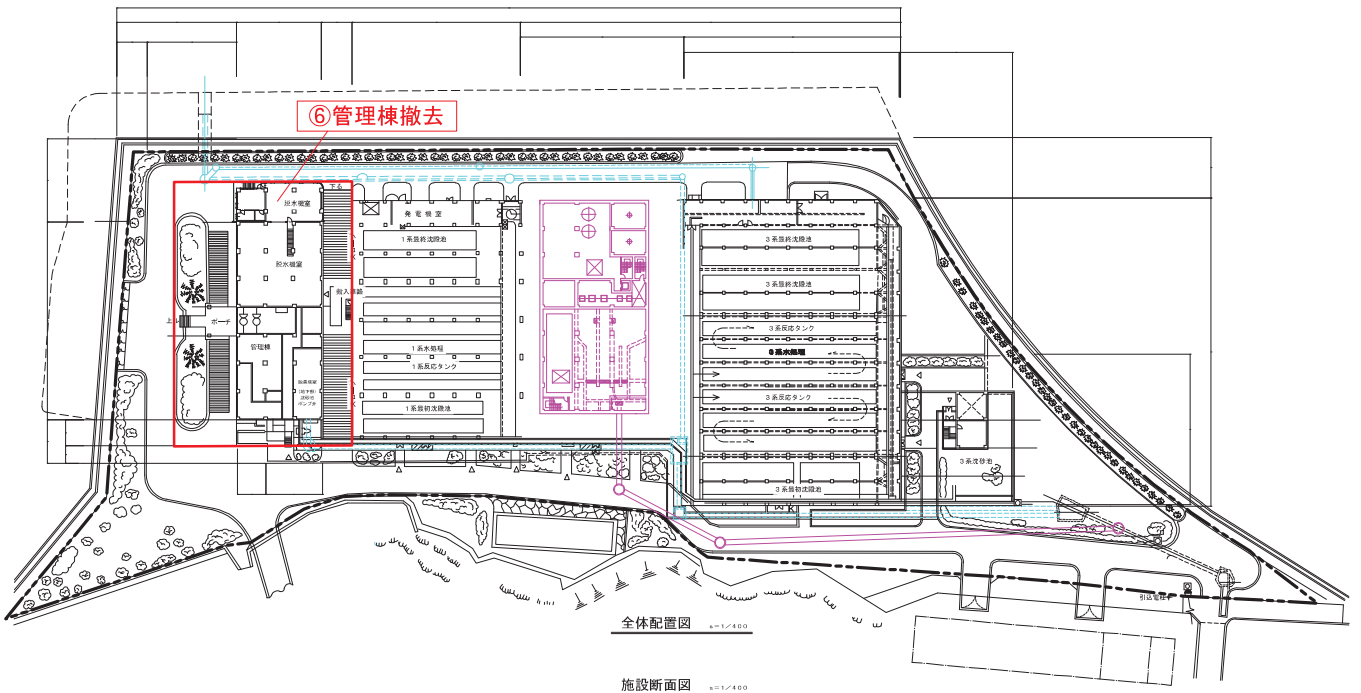
全体配置図 1/400

施設断面図 1/400



第2期工事

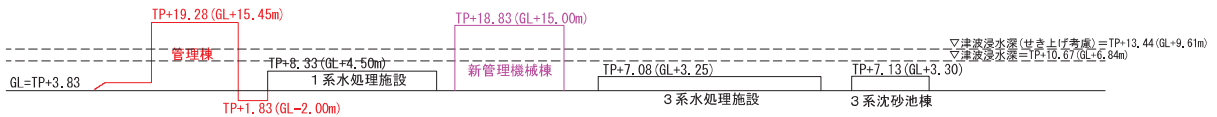
STEP6

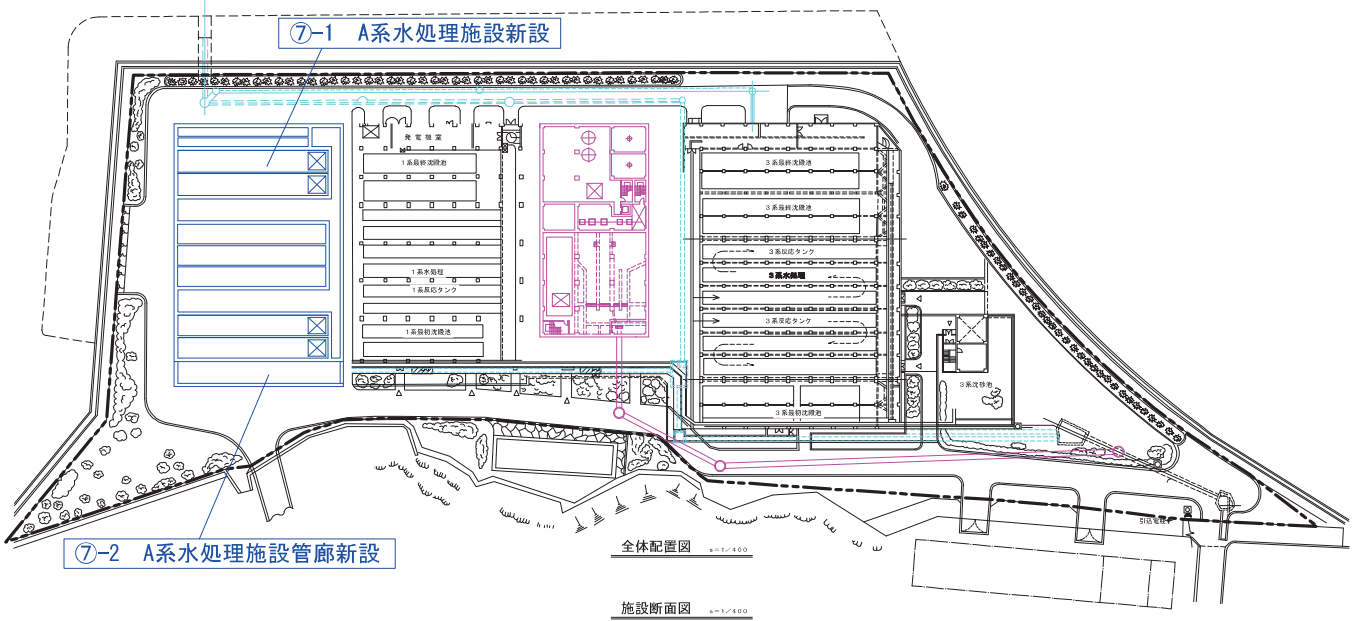


⑥管理棟撤去

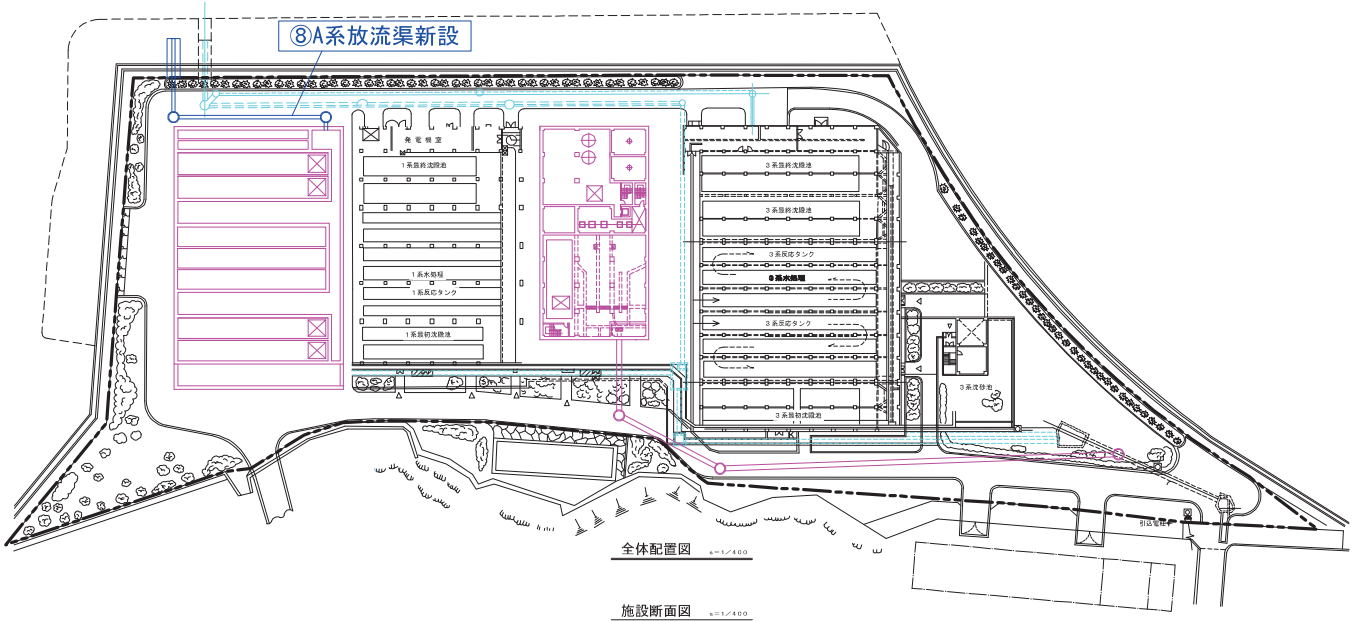
全体配置図 1/400

施設断面図 1/400

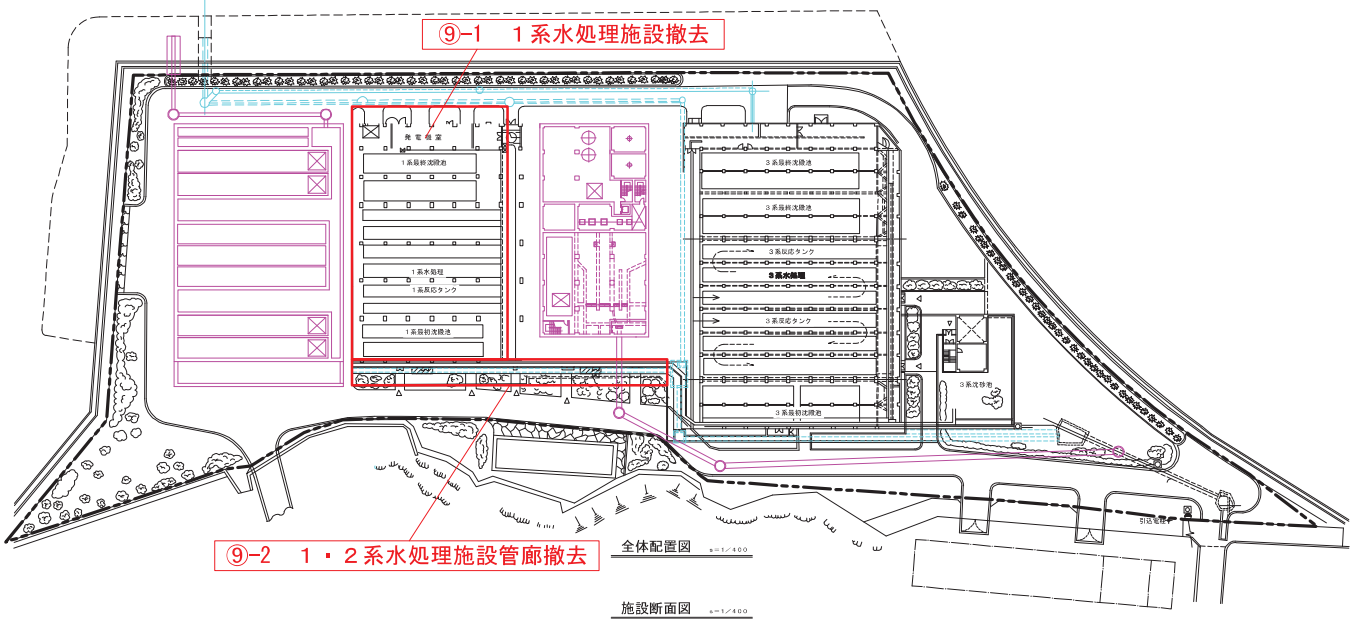




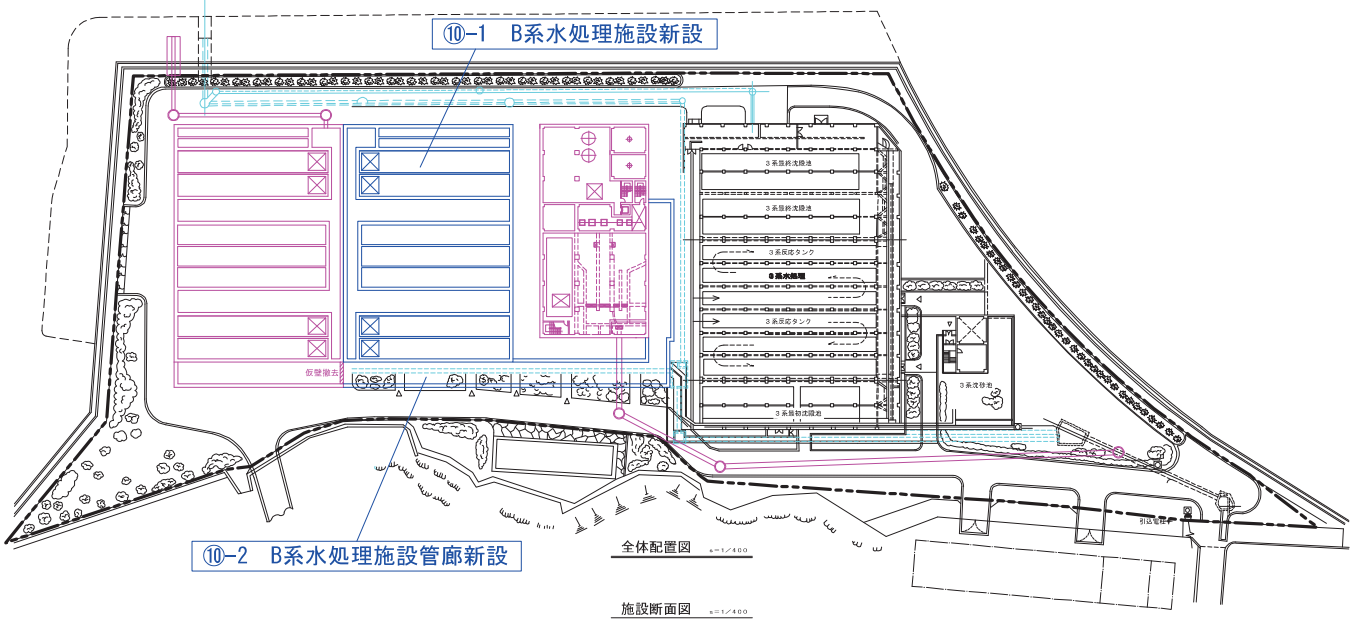
TP+13.83 (GL+10.00m)	TP+18.83 (GL+15.00m)	▽津波浸水深 (せき上げ考慮) = TP+13.44 (GL+9.61m)	▽津波浸水深 = TP+10.67 (GL+6.84m)
GL=TP+3.83	TP+8.33 (GL+4.50m)	TP+7.08 (GL+3.25)	TP+7.13 (GL+3.30)
A系水処理施設	1系水処理施設	新管理機械棟	3系水処理施設
			3系沈砂池棟



TP+13.83 (GL+10.00m)	TP+18.83 (GL+15.00m)	▽津波浸水深 (せき上げ考慮) = TP+13.44 (GL+9.61m)	▽津波浸水深 = TP+10.67 (GL+6.84m)
GL=TP+3.83	TP+8.33 (GL+4.50m)	TP+7.08 (GL+3.25)	TP+7.13 (GL+3.30)
A系水処理施設	1系水処理施設	新管理機械棟	3系水処理施設
			3系沈砂池棟



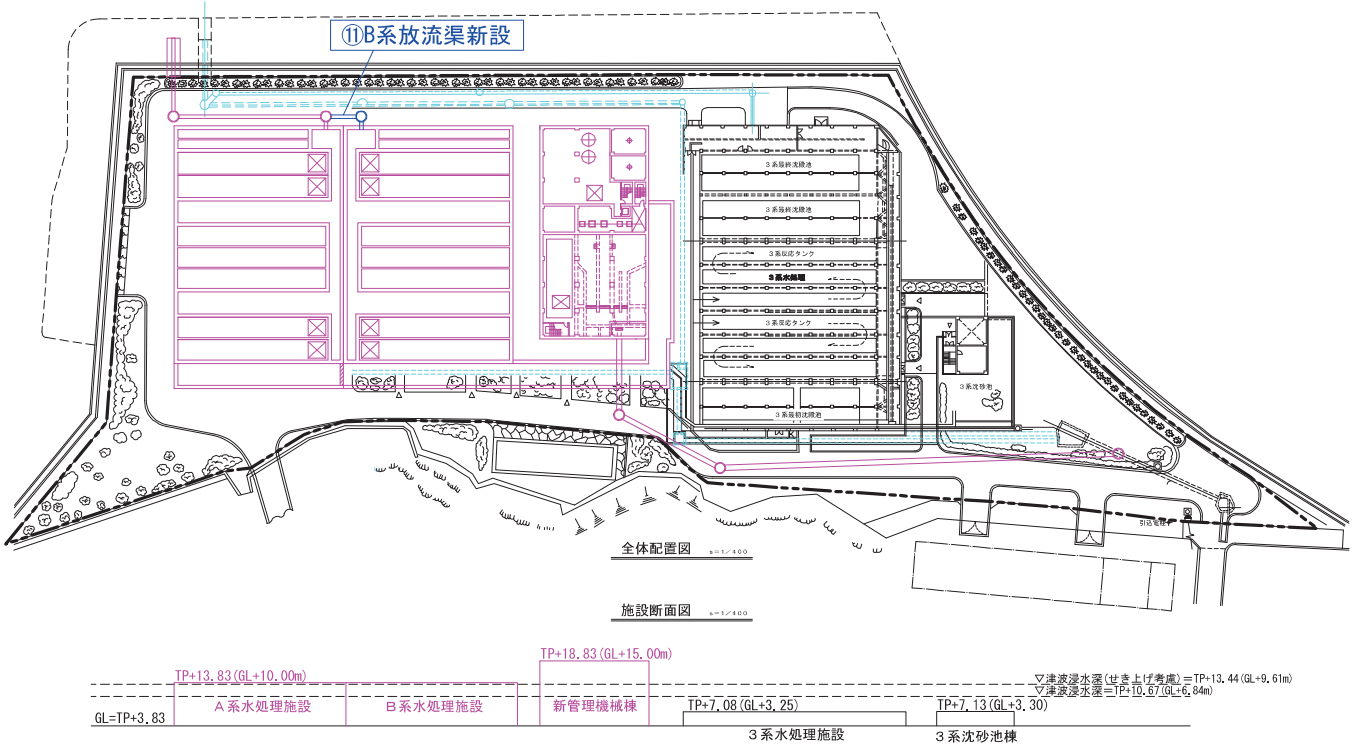
TP+13.83 (GL+10.00m)	TP+18.83 (GL+15.00m)	▽津波浸水深 (せき上げ考慮) = TP+13.44 (GL+9.61m)	▽津波浸水深 = TP+10.67 (GL+6.84m)
GL=TP+3.83	TP+8.33 (GL+4.50m)	TP+7.08 (GL+3.25)	TP+7.13 (GL+3.30)
A系水処理施設	1系水処理施設	新管理機械棟	3系水処理施設
			3系沈砂池棟



TP+13.83 (GL+10.00m)	TP+18.83 (GL+15.00m)	▽津波浸水深 (せき上げ考慮) = TP+13.44 (GL+9.61m)	▽津波浸水深 = TP+10.67 (GL+6.84m)
GL=TP+3.83	TP+8.33 (GL+4.50m)	TP+7.08 (GL+3.25)	TP+7.13 (GL+3.30)
A系水処理施設	B系水処理施設	新管理機械棟	3系水処理施設
			3系沈砂池棟

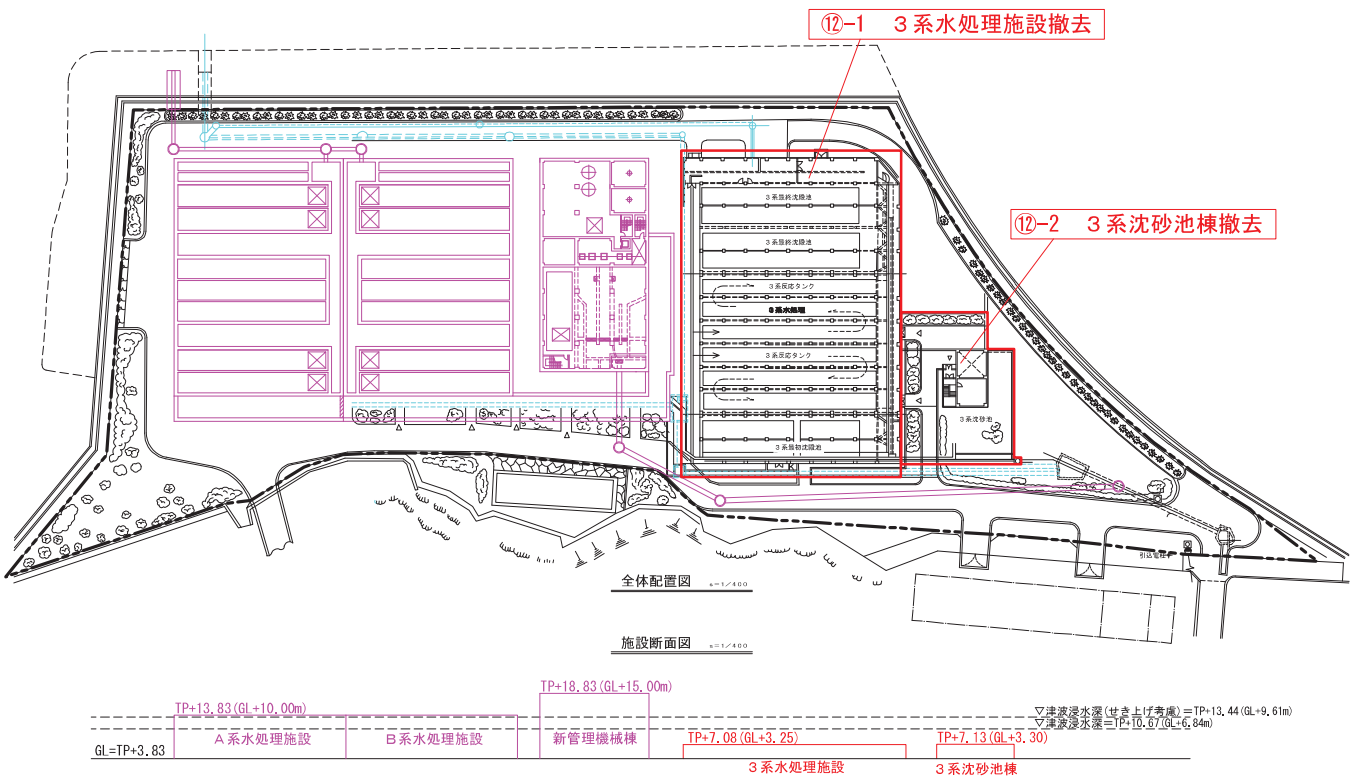
第3期工事

STEP11



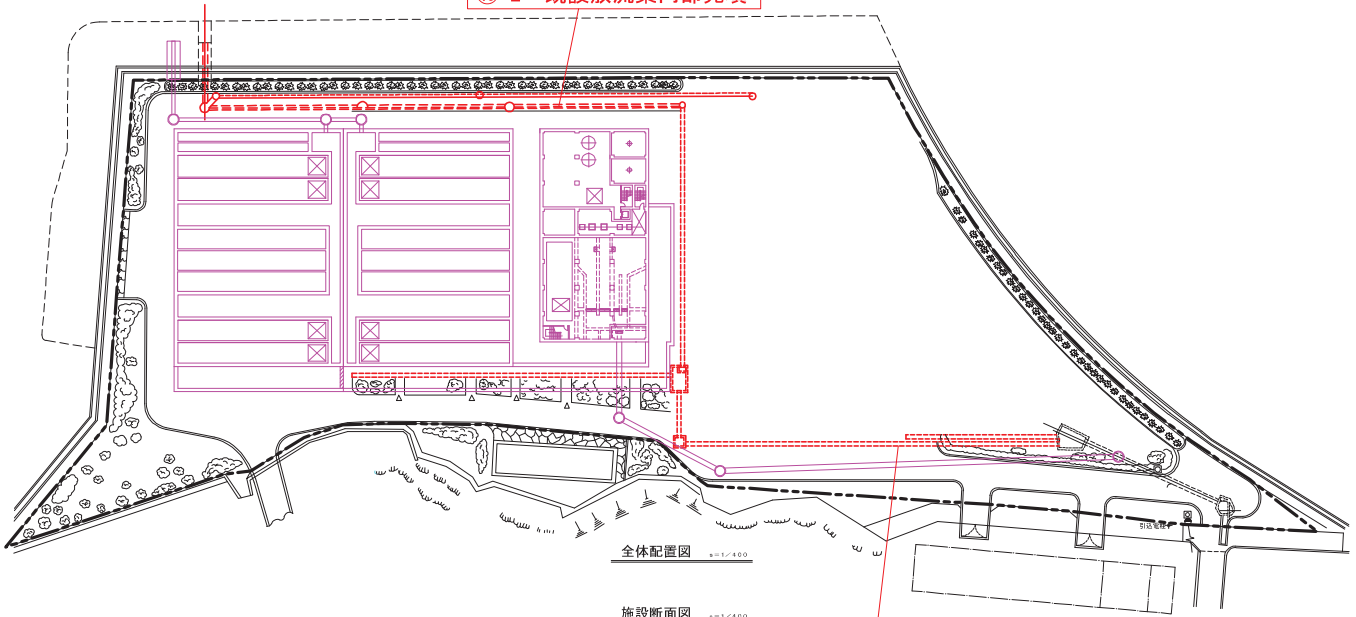
残存施設（3系）撤去工事

STEP12



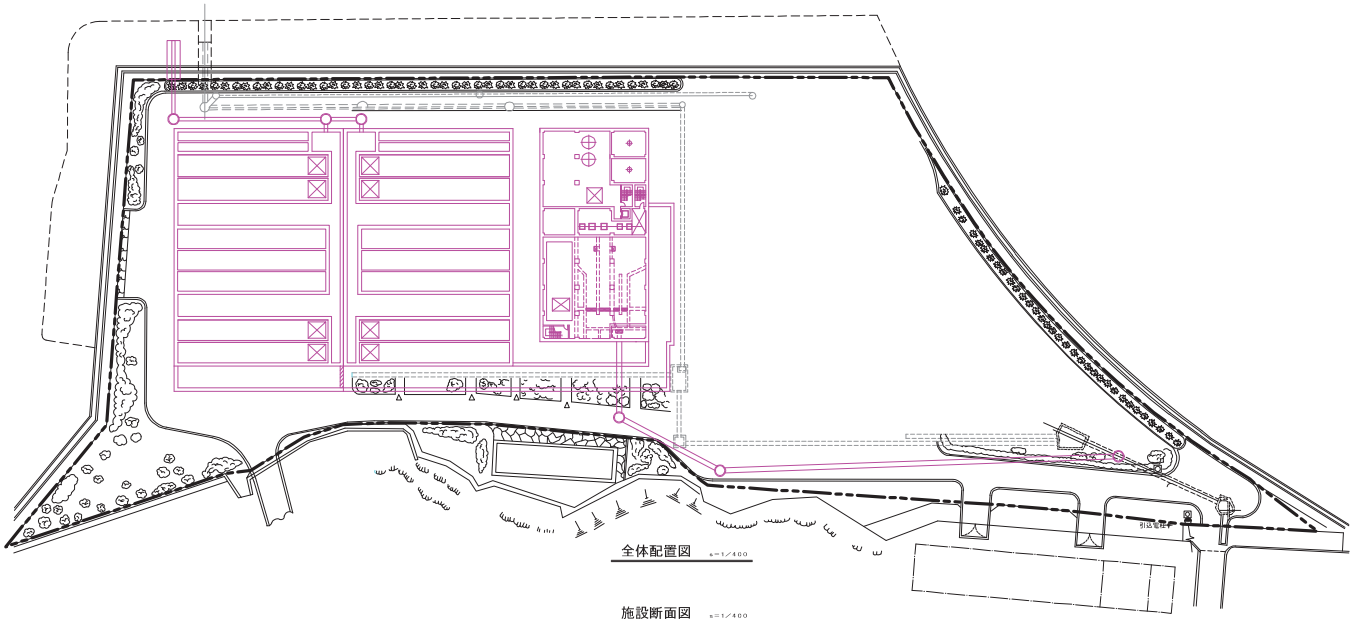


⑬-2 既設放流渠内部充填



⑬-1 既設流入渠内部充填

TP+13.83 (GL+10.00m)	TP+18.83 (GL+15.00m)	▽津波浸水深 (せき上げ考慮) = TP+13.44 (GL+9.61m)
GL=TP+3.83	A系水処理施設	B系水処理施設
		新管理機械棟
		▽津波浸水深 = TP+10.67 (GL+6.84m)



TP+13.83 (GL+10.00m)	TP+18.83 (GL+15.00m)	▽津波浸水深 (せき上げ考慮) = TP+13.44 (GL+9.61m)
GL=TP+3.83	A系水処理施設	B系水処理施設
		新管理機械棟
		▽津波浸水深 = TP+10.67 (GL+6.84m)

資料2: 処理場周辺案内図(進入路検討用)



個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うこと

ができる。

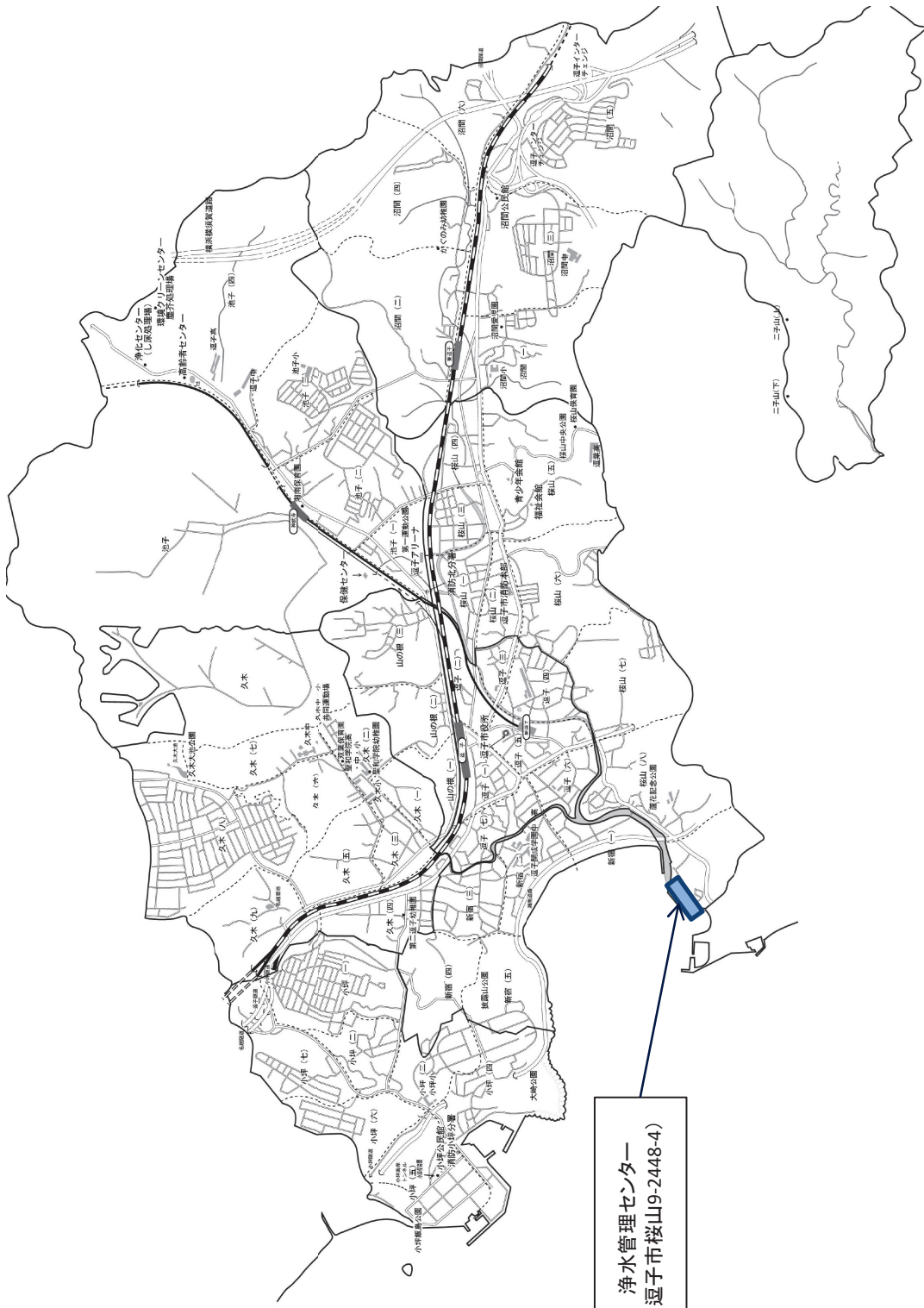
2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。



浄水管理センター
(逗子市桜山9-2448-4)

業務名	浄水管理センター再整備基本構想策定業務委託(その2)		
図面名	位置図		
縮尺	-	図面番号	-
	逗子市 環境都市部 下水道課		